

江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金交付要綱

令和8年6月26日

8江環環第456号

(目的)

第1条 この要綱は、指定公衆喫煙所（江東区（以下「区」という。）が公衆喫煙所として指定した一般に開放する喫煙場所をいう。以下同じ。）の適正な管理に必要な事項を定めるとともに、指定公衆喫煙所を設置又は改修する者に対し、指定公衆喫煙所の設置又は改修に要する費用（以下「設置等経費」という。）の一部を助成することにより、区民の快適な生活環境を保全することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、指定公衆喫煙所を設置又は改修する者であって、国、独立行政法人及び地方公共団体以外の者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 区内の土地又は建物を所有する者で、直近の法人住民税（個人にあつては住民税）を滞納していない者
- (2) 区内の土地又は建物を使用する権原を有する者で、直近の法人住民税（個人にあつては住民税）を滞納していない者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

(助成対象となる指定公衆喫煙所)

第3条 助成対象となる指定公衆喫煙所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一般に開放し、かつ、無料で利用できること。
- (2) おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること。
- (3) 専ら喫煙のために利用されることを目的としていること。
- (4) 当該指定公衆喫煙所の供用開始日から5年間継続して運営すること。
- (5) 法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること。
- (6) 江東区歩行喫煙等の防止に関する条例（平成21年3月江東区条例第9号）第8条に規定する禁煙重点地区及びその周辺、駅周辺等の人通りの多い場所又は区長が特に必要であると認める場所にあること。

- (7) 受動喫煙の防止に十分配慮した場所にあること。
- (8) 指定公衆喫煙所の運営を開始することについて、指定公衆喫煙所に隣接する建物（隣接する建物と同等の影響を受けると認められる建物を含む。）の居住者、テナント等及び当該場所の区域の町会等に周知し、理解を得られていること。
- (9) 区の指定公衆喫煙所として指定を受け、区ホームページ等で公開することに同意すること。
- (10) 別表第1に定める基準を満たした設備であること。
- (11) 屋外から見える場所及び指定公衆喫煙所の出入口に、当該場所が指定公衆喫煙所であること及び20歳未満の者の立入りが禁止されていることが分かる標識を掲示すること。この場合において、掲示する標識は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意すること。
- (12) 区からの求めがあった場合は、指定公衆喫煙所内に喫煙の健康への影響に係る啓発及び禁煙希望者への支援に係る案内の掲示等を行うこと。

（助成対象経費）

第4条 助成対象経費は、設置等経費のうち、別表第2に定める経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第2に定める経費について国、東京都、区、企業等から同種の助成金等が支払われている場合は、その金額を差し引いた額を助成対象経費とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、別表第2により算出した額とし、予算の範囲内で交付する。

- 2 助成金の額は、1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（指定及び交付の申請）

第6条 指定公衆喫煙所の指定及び助成金の交付（江東区指定公衆喫煙所維持管理経費助成金交付要綱（令和7年6月30日7江環環第504号。以下「維持管理要綱」という。）第7条第1項の規定により指定を受けた助成対象者（以下「指定助成対象者」という。）にあっては、助成金の交付）を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、江東区指定公衆喫

煙所に係る指定申請書兼設置等経費助成金交付申請書（別記第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。ただし、維持管理要綱第 6 条の規定に基づき指定公衆喫煙所の指定及び助成金の交付の申請をした場合は、当該申請時に提出した書類の添付を省略することができる。

- (1) 指定公衆喫煙所運営計画書（別記第 2 号様式）
 - (2) 指定公衆喫煙所を設置する建物又は土地の所有者にあつては、発行後 3 月以内の登記事項証明書
 - (3) 指定公衆喫煙所を設置する建物又は土地の賃借者にあつては、賃貸借契約書の写し
 - (4) 土地又は建物の全部又は一部の使用者にあつては、当該土地又は建物に指定公衆喫煙所を設置することについての所有者同意書（別記第 3 号様式）
 - (5) 指定公衆喫煙所の位置及び周辺区域の状況を明らかにした図面
 - (6) 指定公衆喫煙所の面積、仕様、換気扇等の設備及び排気先の位置を示すもの（以下「図面等」という。）その他指定公衆喫煙所の詳細を確認できる書類
 - (7) 指定公衆喫煙所を設置する前の設置場所の写真
 - (8) 設置等経費の見積書の写し
 - (9) 国、東京都、区、企業等から同種の助成金等が支払われている場合にあつては、その内容及び内訳が分かる書類
 - (10) 指定公衆喫煙所の運営を開始することについて、指定公衆喫煙所の所在地に隣接する建物の居住者、テナント等及び当該場所の区域の町会等に周知し、理解を得たことが分かる承諾書（別記第 4 号様式）
 - (11) 直近の法人住民税（個人にあつては住民税）を滞納していないことが分かる書類
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、指定公衆喫煙所の設置又は改修工事期間の初日の 30 日前までの日（当該日が江東区の休日を定める条例（平成元年 3 月江東区条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する休日に当たるときは、当該日以前で直近の開庁日）までに行うものとする。
- （指定及び交付の決定）

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは江東区指定公衆喫煙所に係る指定通知書兼設置等経費助
成金交付決定通知書（別記第5号様式）により、不適当と認めるときは江東
区指定公衆喫煙所に係る不指定通知書兼設置等経費助成金交付申請却下通知
書（別記第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（取下げ）

第8条 前条の規定により指定公衆喫煙所の指定及び助成金の交付決定（指定
助成対象者にあつては、助成金の交付決定）を受けた申請者（以下「助成決
定者」という。）は、助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対
して不服があり、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定
の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出す
るものとする。

（変更等の申請及び承認）

第9条 助成決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに江東
区指定公衆喫煙所設置等経費助成金に係る変更（中止・廃止）承認申請書
（別記第7号様式。以下「変更等申請書」という。）を提出し、あらかじめ
区長の承認を得なければならない。

(1) 申請内容又は助成対象経費を変更しようとするとき（軽微なものを除
く。）。

(2) 指定公衆喫煙所の設置を中止しようとするとき。ただし、区長が特に認
めるときは、この限りでない。

(3) 指定公衆喫煙所を廃止するとき。ただし、区長が特に認めるときは、こ
の限りでない。

2 前項第3号の場合において、助成決定者は、指定公衆喫煙所を廃止する日
の30日前までに変更等申請書を区長に提出しなければならない。

3 区長は、変更等申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と
認めるときは、江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金に係る変更（中止・
廃止）承認通知書（別記第8号様式）により、助成決定者に通知するものと
する。

(実績報告)

第10条 助成決定者は、江東区指定公衆喫煙所設置等実績報告書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長が指定する期日までに、区長に報告しなければならない。

- (1) 設置等経費の内訳が記載された書類の写し
- (2) 設置等経費の領収書等の写し
- (3) 指定公衆喫煙所の図面等（第6条の規定により申請した内容から変更があった場合に限る。）
- (4) 指定公衆喫煙所の設置又は改修を完了したことが確認できる全景及び主要部分の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(額の確定)

第11条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告書の内容を審査し、当該報告に係る成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金交付額確定通知書（別記第10号様式）により、助成決定者に通知する。

(是正のための措置)

第12条 区長は、前条の規定による審査の結果、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成決定者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(助成金の請求及び交付)

第13条 第11条の規定により助成金の額の確定を受けた助成決定者は、速やかに江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金交付請求書兼口座振替依頼書（別記第11号様式）により、区長に助成金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(指定及び交付決定の取消し)

第14条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定公衆喫煙所の指定又は助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り

消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第2条に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (5) 指定公衆喫煙所の設置又は改修を中止したとき。
- (6) 指定公衆喫煙所の供用開始日から5年以内に指定公衆喫煙所を廃止したとき。
- (7) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定により指定公衆喫煙所の指定及び助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金交付決定等取消通知書（別記第12号様式）により、助成決定者に通知する。
（助成金の返還）

第15条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成決定者に助成金を交付しているときは、江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金返還命令書（別記第13号様式）により期限を定めて返還を命じなければならない。

- 2 前項の規定による助成金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）の定めるところによる。

- 3 前条第1項第6号の規定により助成金の交付決定を取り消した場合における指定公衆喫煙所の設置等経費に係る助成金の返還額は、指定公衆喫煙所の供用開始日から指定公衆喫煙所を廃止した日までの経過期間に応じて、別表第3により算出した額とする。

（点検等）

第16条 助成決定者は、当該指定公衆喫煙所について、毎年1回以上、第3条各号に掲げる要件の適合について点検を行うものとする。

- 2 助成決定者は、前条の規定により点検を行い、第3条各号に掲げる要件に適合していないと認めるときは、速やかに改修その他必要な措置を講じなければならない。

3 助成決定者は、指定公衆喫煙所内及びその周辺の清掃等を行い、適切な管理を実施して清潔を保持しなければならない。

4 助成決定者は、火災等の発生がないよう、安全管理に十分努めなければならない。

(検査)

第17条 区長は、指定公衆喫煙所の適正な管理運営を確保するため必要があると認めるときは、助成決定者に対し、管理運営の状況に関し報告をさせ、又は区職員その他区長が指定する者に、管理運営の状況を検査させることができる。

2 助成決定者は、前項の規定による検査を求められたときは、協力しなければならない。

(台帳)

第18条 区長は、指定公衆喫煙所の名称、所在地その他管理に必要な事項を江東区指定公衆喫煙所台帳（別記第14号様式）に記載するものとする。

(調査)

第19条 区長は、指定公衆喫煙所の運営等について必要な調査を行い、又は助成決定者に対して資料の提出を求めることができる。

(苦情等対応)

第20条 助成決定者は、運営する指定公衆喫煙所に関する苦情等について、自らの費用及び責任で対応するものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、環境清掃部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

設備の要件	
1	屋内型、屋外コンテナ型又は屋外トレーラー型で、次に掲げる要件を満たすものであること。

屋内型	(1) 壁及び天井で囲まれた閉鎖型の構造物であること。 (2) 出入口において、指定公衆喫煙所内に向かう風速が 0.2 m/秒以上であること。
屋外コン テナ型 屋外トレ ーラー型	(1) 壁及び天井で囲まれた閉鎖型の構造物であること。 (2) 建物の入口及び窓を人通りの多い区域から可能な限り 離す等、周囲の状況に配慮されていること。
2 たばこの煙を可能な限り吸引し、屋外に排出することができる排気装 置、脱臭機等が設置され、かつ、排出したたばこの煙及び臭いが近隣の 居住施設及び人通りの多い区域に流入しないよう配慮されていること。	
3 出入口に扉を設けていること。	
4 収容可能人数が2名以上であること。	
5 法令等で規定する基準を満たしたものであること。	

別表第2（第4条、第5条関係）

助成対象経費		助成率	上限額	回数
設 置 等 経 費	工事費（既存施設の改修費 を含む。）、設備費、備品 購入費、機械装置の購入又 は借用に要する経費その他 区長が指定公衆喫煙所の設 置等に必要と認める経費	10分の10	1,000万円	1回

※ 助成対象経費の内訳が明確でない場合は、賃貸借契約書等に基づき、指
定公衆喫煙所が占める面積で按分した額とする。

別表第3（第15条関係）

経過期間	返還額
4年以上5年未満	設置等経費に係る助成額の5分の1に相当する額
3年以上4年未満	設置等経費に係る助成額の5分の2に相当する額
2年以上3年未満	設置等経費に係る助成額の5分の3に相当する額
1年以上2年未満	設置等経費に係る助成額の5分の4に相当する額

1 年未満	設置等経費に係る助成額の全額
-------	----------------

※ 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

（表）

年 月 日

江東区長 殿

申請者 住 所（所 在 地）
氏 名（団 体 名）
（代表者名）
電話番号

江東区指定公衆喫煙所に係る指定申請書兼設置等経費助成金交付申請書

江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。申請に当たり、裏面の要件を全て満たしていることに相違ありません。また、要件を満たさなくなった場合又は第 1 4 条第 1 項各号に掲げる事由に該当した場合は、指定公衆喫煙所の（指定・助成金の交付決定）を取り消されることに同意します。

喫煙場所の所在地	
喫煙場所の名称	
喫煙場所の面積	m ²
喫煙場所の区分	☐ 屋内 ☐ 屋外コンテナ型 ☐ 屋外トレーラー型
工事予定期間	年 月 日（着手日）～ 年 月 日（完了日）
総事業費	円
他の機関の助成額	円
助成対象経費	円
助成申請額	円

(裏)

江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金の助成要件

※ 要件を満たしていればチェック		チェック
1	一般に開放し、かつ、無料で利用できること。	
2	おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること。	
3	専ら喫煙のために利用されることを目的としていること。	
4	指定公衆喫煙所の供用開始日から5年間は継続して運営すること。	
5	法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること。	
6	江東区歩行喫煙等の防止に関する条例（平成21年3月江東区条例第9号）第8条に規定する禁煙重点地区及びその周辺、駅周辺等の人通りの多い場所又は区長が特に必要であると認める場所にあること。	
7	受動喫煙の防止に十分配慮した場所にあること。	
8	指定公衆喫煙所の運営を開始することについて、指定公衆喫煙所に隣接する建物（隣接する建物と同等の影響を受けると認められる建物を含む。）の居住者、テナント等及び当該場所の区域の町会等に周知し、理解を得られていること。	
9	江東区の指定公衆喫煙所としての指定を受け、江東区のホームページ等で公開することに同意すること。	
10	屋内型、屋外コンテナ型又は屋外トレーラー型で、次に掲げる要件を満たすものであること。	
	屋内型	(1) 壁及び天井で囲まれた閉鎖型の構造物であること。
		(2) 出入口において、指定公衆喫煙所内に向かう風速が0.2m/秒以上であること。
	屋外コンテナ型 屋外トレーラー型	(1) 壁及び天井で囲まれた閉鎖型の構造物であること。
		(2) 建物の入口及び窓を人通りが多い区域から可能な限り離す等、周囲の状況に配慮されていること。
11	たばこの煙を可能な限り吸引し、屋外に排出することができる排気装置、脱臭機等が設置され、かつ、排出したたばこの煙及び臭いが近隣の居住施設及び人通りの多い区域に流入しないよう配慮されていること。	
12	出入口に扉を設けていること。	
13	収容可能人数が2名以上であること。	
14	法令等で規定する基準を満たしたものであること。	
15	屋外から見える場所及び指定公衆喫煙所の出入口に、当該場所が指定公衆喫煙所であること及び20歳未満の者の立ち入り禁止されていることが分かる標識を掲示すること。この場合において、掲示する標識は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意すること。	
16	区からの求めがあった場合は、指定公衆喫煙所内に喫煙の健康への影響に係る啓発及び禁煙希望者への支援に係る案内の掲示等を行うこと。	

年 月 日

年 月 日

住所（所在地）			
氏名（団体名）			
業種			
代表者名			
担当者名		電話番号	

運営する指定公衆喫煙所の概要		
1	区分	☐ 屋内型 ☐ 屋外コンテナ型 ☐ 屋外トレーラー型
2	所在地	※ 屋内型の場合は階数まで
3	名称	
4	面積及び定員	面積 m ² ・ 定員 名
5	所有形態	☐ 所有 ☐ 区分所有 ☐ 使用（賃貸） ☐ その他（ ）
6	換気設備	☐ 設置済 ☐ 設置（取替）予定
7	出入口の扉	☐ 設置済 ☐ 設置（取替）予定
8	※ 設置済又は設置予定の 設備に☑をして （ ）内に個数を記入	☐ 空気清浄機（ ） ☐ 分煙機 （ ） ☐ 脱臭機 （ ） ☐ 灰皿 （ ） ☐ 消火器 （ ） ☐ 熱探知機 （ ） ☐ 案内標示 （ ） ☐ 飲料自動販売機（ ） ☐ その他 （ ）
9	管理の形態	☐ 有人（ ）人 ☐ 無人 吸殻ごみの処理方法、機器メンテナンス、清掃委託の有無等
10	供用開始（予定）日	年 月 日
11	供用日・時間	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ 祝 時 分 ～ 時 分 その他休業日：
12	管理責任者	氏名 _____ 緊急連絡先 電話番号 _____

年 月 日

所有者同意書

所有者 住 所（所 在 地）
氏 名（団 体 名）
（代表者名） 印
電話番号

次の江東区指定公衆喫煙所の指定について、土地・建物の所有者として同意します。

申請者	住所 (所在地)	
	氏名 (団体名・代表者名)	
指定を受ける 喫煙場所の所在地	江東区	
指定を受ける 喫煙場所の名称		
指定を受ける 喫煙場所の面積	㎡	
指定を受ける 喫煙場所の区分	☐ 屋内型 ☐ 屋外コンテナ型 ☐ 屋外トレーラー型	

別記第4号様式（第6条関係）

承諾書

下記物件において、_____（管理者）が江東区指定公衆喫煙所を運営することに関し、次の事項の遵守を条件に承諾します。

- 1 江東区指定公衆喫煙所の運営により近隣住民、他の入居者等に迷惑をかけること。
- 2 江東区指定公衆喫煙所の運営に伴い、苦情等の問題が発生した場合は、江東区指定公衆喫煙所の管理者の費用負担のもと、責任を持ってこれを解決すること。

記

物件 江東区

年 月 日

管理者 住所（所在地）
氏名（団体名）
（代表者名） 印

承諾者 住所（所在地）
氏名（団体名）
（代表者名） 印

第 号
年 月 日

様

江東区長 印

江東区指定公衆喫煙所に係る指定通知書兼設置等経費助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金について、次のとおり指定公衆喫煙所の（指定・助成金の交付決定）をしたので通知します。

1 対象の指定公衆喫煙所

所在地	江東区
名称	

2 設置等経費

交付申請額	円
交付予定額	円

※ 実際の交付額は、江東区指定公衆喫煙所設置等実績報告書（別記第 9 号様式）の提出を受けてから確定します。

3 留意事項

申請内容を変更するとき、又は指定公衆喫煙所の設置を中止若しくは廃止するときは、江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金に係る変更（中止・廃止）承認申請書（別記第 7 号様式）を提出してください。

別記第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区長 印

江東区指定公衆喫煙所に係る不指定通知書兼設置等経費助成金交付申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金について、次のとおり指定公衆喫煙所の（不指定・助成金の交付申請を却下）することを決定したので通知します。

1 対象の喫煙場所

所在地	江東区
名称	

2 不指定・却下の理由

年 月 日

江東区長 殿

申請者 住 所（所 在 地）
氏 名（団 体 名）
（代表者名）
電話番号

江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金に係る変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金について、内容の変更（中止・廃止）をしたいので次のとおり申請します。

1 対象の指定公衆喫煙所

所在地	江東区
名称	

2 変更（中止・廃止）の内容

変更前	
変更後	
変更（中止・廃止）理由	
変更（中止・廃止）年月日	
添付資料	

※ 枠内に収まらない場合は、「別紙参照」と記載し、別紙（様式自由）を添付すること。

別記第 8 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区長 印

江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金に係る変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった江東区指定公衆喫煙所設置等経費
助成金に係る変更（中止・廃止）については、次のとおり承認し、 年
月 日付で行った交付決定の内容を変更します。

1 対象の指定公衆喫煙所

所在地	江東区
名称	

2 承認内容

3 承認後の助成金交付予定額 金 円

※ 実際の交付額は、江東区指定公衆喫煙所設置等実績報告書（別記第 9 号様式）の提出を受けてから確定します。

別記第9号様式（第10条関係）

年 月 日

江東区長 殿

申請者 住 所（所 在 地）

氏 名（団 体 名）

（代表者名）

電話番号

江東区指定公衆喫煙所設置等実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった江東区
指定公衆喫煙所設置等経費助成金に係る実績について、次のとおり報告します。

指定公衆喫煙所の 所在地	江東区
指定公衆喫煙所の 名称	
総事業費	円
対象経費	円
交付予定額	円

別記第 1 0 号様式（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区長 印

江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金交付額確定通知書

年 月 日付 第 号により交付決定をした江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金について、年 月 日付で提出のあった江東区指定公衆喫煙所設置等実績報告書に基づき、次のとおり助成金の交付額を確定したので、通知します。

助成金交付確定額 金 円

対象の指定公衆喫煙所	
所在地	江東区
名称	

年 月 日

請求者 住 所 (所 在 地)
氏 名 (団 体 名)
(代表者名) 印
電話番号

年 月 日付 第 号で助成金交付額の確定のあった江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金について、次のとおり請求をします。下記口座に振り込み願います。

請求金額 金 円

指定公衆喫煙所の所在地	江東区
指定公衆喫煙所の名称	

振込先金融機関	銀行 信用金庫 信用組合				本店 支店 出張所				
	金融 機関 コード					支店 コード			
振込口座	預金 種類	普通 ・ 当座							
	口座 番号								
	(フリガナ)								
	(名義人氏名)								

別記第 1 2 号様式（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区長 印

江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金交付決定等取消通知書

年 月 日付 第 号による江東区指定公衆喫煙所の指定及び設置等経費助成金の交付決定について、次のとおり（指定・交付決定）の（全部・一部）を取り消したので、通知します。

指定・交付決定を取り消した指定公衆喫煙所	
所在地	江東区
名称	
取消日 (取消事由発生日)	年 月 日
取消理由	

別記第13号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区長 印

江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金返還命令書

年 月 日付 第 号により交付決定を取り消した江東区指定公衆喫煙所設置等経費助成金について、次のとおり既に交付した助成金の返還を命じます。

助成金返還請求額 金 円

※ 年 月 日までに納付してください。

交付決定を取り消した指定公衆喫煙所	
所在地	江東区
名称	

別記第14号様式(第18条関係)

(表)

江東區指定公眾喫煙所台帳

整理番号	
------	--

[illegible]

(裏)

指定公衆喫煙所の位置図

指定公衆喫煙所の写真

【 外観 】

【 内観 】